

# 地域生活支援拠点等の評価と 今後の方向性について

福祉保健部 高齢介護課 地域包括ケア総合推進センター  
(三条市地域自立支援協議会 地域生活支援拠点等 担当)

# 1 三条市の地域生活支援拠点等の体制（振り返り）

## 地域生活支援拠点等の整備

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、地域全体で障がい児者の生活を支えるサービス提供体制を構築すること

### 三条市の状況

#### 三条市の5つの機能の状況（代表的なもの）

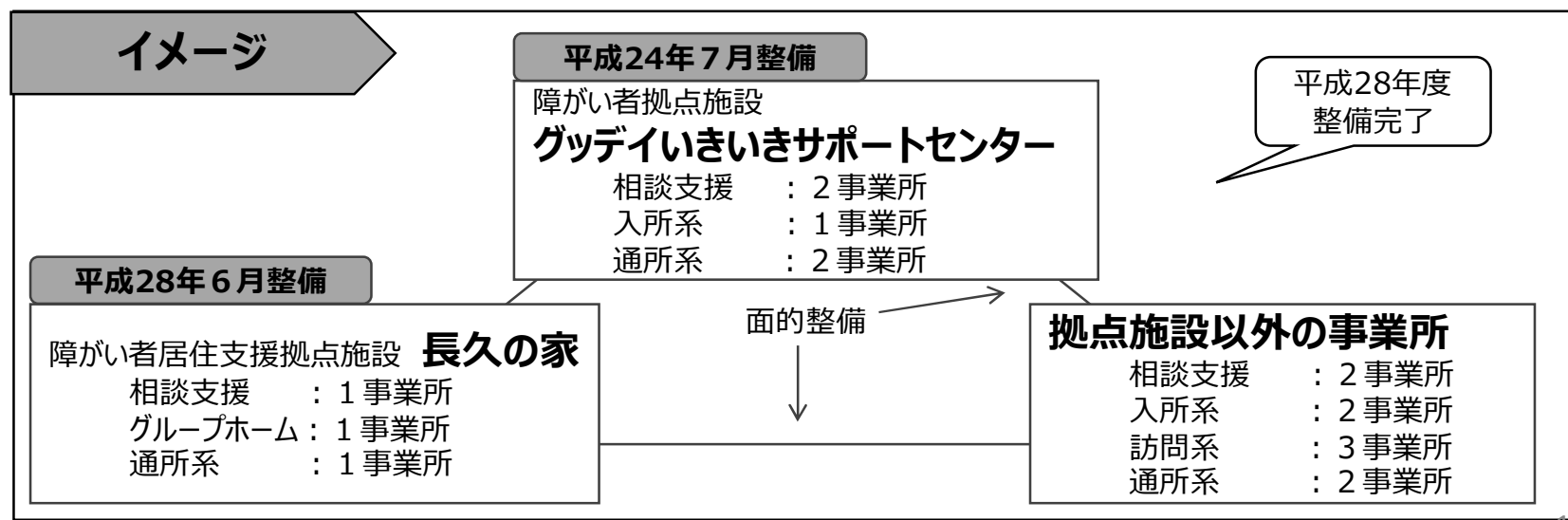
- 1 相談 …指定相談支援事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター整備
- 2 緊急時の受入れ・対応 …市内短期入所事業所及び長久の家と緊急時の受入れに関する協定締結、緊急時支援事前登録体制整備
- 3 体験の機会・場 …グループホームのサテライト住居として、市営住宅を1室確保し一人暮らしの体験の機会を提供
- 4 専門的人材の確保 …地域自立支援協議会、基幹相談支援センター事業にて各種研修会実施
- 5 地域の体制づくり …地域自立支援協議会にて課題整理及び資源の活用、地域生活支援拠点等事業所登録制度整備

#### 三条市の整備の形態

##### 多機能拠点整備型 + 面的整備型

2つの拠点施設（グッデイいきいきサポートセンター・長久の家）を整備しつつ、5つのうち1つでも機能を持つ既存の事業所等※を「地域生活支援拠点の一角」と位置付け、面的にも整備する形態

※地域生活支援拠点等事業所登録数(R5.12.1時点)  
17事業所（内訳）相談5、訪問3、通所系4  
入所系3、グループホーム1



## 2 地域生活支援拠点等の評価と取組方針について

### 三条市の地域生活支援拠点等が目指すもの

(R元年度第2回三条市地域自立支援協議会より)

障がい者計画における基本理念「共に歩み 共に創り 共に支え合う 地域共生社会の実現」に則り、公助・共助・自助の視点を持ちつつ、誰もが安心して地域生活を送ることができるように、フォーマルサービス、インフォーマルサービスも含め、**必要とする人が必要なサービスを公正、公平性・中立性に配慮して受けられるよう、様々な垣根を超えながら取り巻く関係者が知恵を出し合い、三条市独自のサービス提供体制を構築する**

### 地域生活支援拠点等の推進における主な決定事項について

(R元年度第2回三条市地域自立支援協議会より)

- **計画推進部会**が地域生活支援拠点等の**運営機能を持つこと**
- 地域生活支援拠点等に関する**評価項目を設定した**
- **部会員が評価**を行うこと
- **障がい者計画等に合わせ、3年を1クール**とし、PDCAサイクルで運営すること

(R3年度第6回三条市地域自立支援協議会計画推進部会より)

- 地域生活支援拠点等に関する**評価項目**を見直し、**整理及び修正した**
- 現状における評価、**R3～5年度の方針、取組**の優先度・緊急度を決定した
- 今後は**相談支援専門員の評価後、部会員**がその評価内容を確認・修正して、**評価を確定**することとする

### 評価 (R3～5年度) と今後の取組方針

【進捗状況】

・地域自立支援協議会事務局会議 (R5年12月11日開催) にて相談支援専門員が検討 ⇒ 別紙「評価と今後の方向性」参照

第3期三条市障がい者計画

【施策分野】	【施策の方向性】
相談支援の充実	相談支援専門員の連携体制の充実
	相談支援専門員の確保と育成
日常生活支援の充実	重度の方の受皿の確保と支援体の充実
	家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応
就労支援・雇用促進	低単価・低工賃等への対応
	企業等・福祉との連携と情報共有のためのネットワークの構築
障がいの早期発見・確実な支援	早期発見・相談の着実な実施
	支援体制の充実と支援への確実なつなぎ

第4期三条市障がい者計画（案）

【施策の方向性】	【主な取組】
重層的な相談支援体制の充実	多分野による重層的相談支援と地域包括ケアシステムが連動した相談支援体制の整備
相談支援における権利擁護支援の充実	権利擁護支援の充実と成年後見制度等の利用促進
重度の方の受皿の確保と支援体の充実	他機関連携によるサービス提供体制の構築とサービスを担う人材の育成
家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応	地域生活支援拠点等機能の着実な実施と機能拡充、多職種連携の強化
低単価・低工賃等への対応	工賃等アップのための取組
経済的自立の促進	個別のニーズに応じた就労支援体制の構築
	障がい者就労の企業への理解の促進
早期発見・相談の着実な実施	年中児発達参観の着実な実施
	多職種による子どもの発育・子育て相談等の実施
支援が必要な子どもの状態に合わせた支援体制の更なる充実	多様化する子どもの姿に応じた療育支援と家族支援の実施
	保育所等や学校における発達支援と特別支援教育の資質向上
	障がいの状態に応じた支援体制の確立と適切なサービス提供

関連する地域生活支援拠点等の取組項目

- 【相談No.1】ワンストップ対応のための関係機関との連携
- 【相談No.5】必要な権利擁護支援
- 【緊急No.10】重度障がい児・者を含めた受入体制の確保
- 【緊急No.11】共生型サービスの活用も含めた体制整備
- 【相談No.2】緊急時の相談支援体制整備
- 【相談No.3】地域移行・地域定着促進の取組
- 【相談No.4】高齢障がい者への介護保険制度移行促進
- 【緊急No.6】ワンストップ対応のための関係機関との連携
- 【緊急No.7】事前登録の仕組みの活用
- 【緊急No.8】緊急受入後の処遇の検討
- 【緊急No.9】障がい特性に応じた受入事業所の決定
- 【緊急No.12】受入に備えた体験利用の実施
- 【体験No.13】地域移行に向けたサテライト型住宅の活用
- 【体験No.14】グループホームの体験の機会等の確保

※【 】については別紙「評価と今後の方向性」の区分に就いた項目及びNo.を記載